

義務化

金属アーク溶接等作業について 規制が強化されます。

「溶接ヒューム」()について、労働者に健康障害を及ぼすおそれがあることから、関係法令が改正され、**令和3年(2021年)4月1日から施行・適用されます。**改正により新たに次の事項が必要となります。

() 溶接ヒュームとは、金属アーク溶接の熱によって蒸発した物質が冷却されて個体となった微粒子のことで、新たに特化則の特定化学物質(管理第2類物質)として位置付けられました。

「金属アーク溶接等作業」とは

- ・金属をアーク溶接する作業
 - ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
 - ・その他溶接ヒュームを発生させ、または取り扱う作業
- (アセチレンガス等の燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接・溶断、ガウジングは含まれません。)



共通事項(屋内・屋外作業場)

1 特定化学物質作業主任者の選任(特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、法定の職務を行わせることが必要です。

(令和4年4月1日から)

常時性がなく、**稀に**金属アーク溶接作業に従事するときにも選任が必要です。

業種、屋外・屋内作業場にかかわらず、**全ての金属アーク溶接等作業**が含まれます。

資格者がいない場合、直ちに次の登録講習機関において、受講させてください。

○福岡県下の特定化学物質作業主任者技能講習実施登録教習機関一覧

技能講習機関名	所在地	電話番号
(一財)西日本産業衛生会	北九州市八幡東区東田1-4-8	093-330-6059
(公社)福岡県労働基準協会連合会	福岡市博多区中洲中島町3-10 福岡県消防会館内	092-262-7874
(一社)日本経営教育センター	福岡市博多区堅粕4-1-37	092-481-3475
(一社)福岡県労働福祉協会	福岡市南区塩原4-13-10	092-555-5822
職業訓練法人北九州地区職業訓練協会	北九州市八幡東区大蔵2-13-7	093-651-3775

2 特殊健康診断の実施等(特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に**常時従事**する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回、定期的に、法定の項目**について**健康診断を行うことが必要です。**

3 その他必要な措置

安全衛生教育(安衛則第35条)

不浸透性の床の設置(特化則第21条)

運搬貯蔵時の容器等の使用等(特化則第25条)

洗浄設備の設置(特化則第38条)

有効な呼吸用保護具の備え付け等(特化則第43条、第45条)

ぼろ等の処理(特化則第12条の2)

立入禁止措置(特化則第24条)

休憩室の設置(特化則第37条)

喫煙または飲食の禁止(特化則第38条の2)

屋内作業場事項

「屋内作業場」とは、次のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

A: 継続して行う屋内作業場

屋内の同じ場所で特定の場所で繰り返し行っている場合、頻度に関係なく、たとえ年数回であっても、その場所で金属アーク溶接作業が行われるのであれば、『継続して行う屋内作業場』に該当します。

B: A以外の屋内作業場

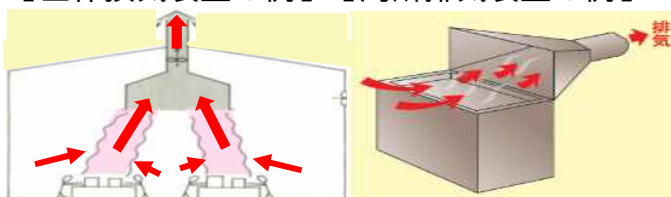
「組立工場での保全業務で、機械設備の修繕の場所が一定でなく、年に数回、同一工場建屋内で金属アーク溶接作業する場合」や「**建築中の建物内部**等で金属アーク溶接作業を同じ場所で繰り返し行わない場合」は『継続して行う屋内作業場』に該当しません。

1 屋内作業場では、全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第1項）AB共通

屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合には、関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。

【全体換気装置の例】【局所排気装置の例】



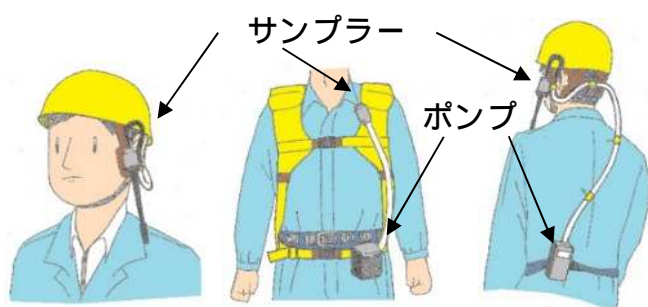
2 溶接ヒュームの濃度の測定等

（測定等告示第1条、特化則第38条の21第2～8項）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します（作業変更時）。

（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士**、**作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施されるべきものです。

A: 継続して行う屋内作業場のみ



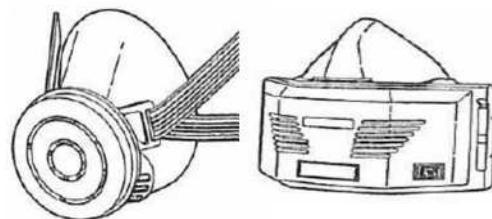
（ ）現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場においては、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。（測定の記録と保存必要）

3 呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第2～8項等）AB共通 + 屋外作業場事項

- ・現時点でも、粉じん則等の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。

- ・継続する屋内作業場においては、**令和4年4月1日以降**特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じた呼吸用保護具を選択し、使用させなければなりません。

【呼吸用保護具・半面半面形面体の例】



4 フィットテストの実施等

（測定等告示第3条、特化則第38条の21第2～8項）

A: 継続して行う屋内作業場のみ

令和5年4月1日から

呼吸用保護具の外側、内側それぞれの溶接ヒュームの濃度を測定し、確認します。

○ 改正内容に関する通達・資料はこちら厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

